

貸切バス事業者安全性評価認定規程

平成 22 年 12 月 22 日 制定

平成 27 年 9 月 16 日 改正

平成 28 年 1 月 16 日 改正

平成 29 年 1 月 19 日 改正

1. 目的

本規程は、公益社団法人日本バス協会（以下、「協会」という）が、貸切バス事業者安全性評価認定委員会を設立し、貸切バス事業者（以下、「事業者」という）の安全性に対する取組状況を評価・認定し、公表することで認定事業者の安全性に対する取組状況が利用者や旅行会社に評価され、認定事業者の安全性が向上し、貸切バス業界の発展に寄与することを目的とする。

2. 評価・認定制度の概要

（1）制度の位置付け

事業者の申請に基づく任意の制度である。

（2）評価・認定基準

① 評価単位

評価単位は、法人を単位とする。

② 申請

（ア）新規・更新

新規又は更新の申請は、年 2 回受付を行う。前期は 4 月中に受け付け、9 月の貸切バス事業者安全性評価認定委員会にて審議・決定する。後期は 8 月中に受け付け、12 月の貸切バス事業者安全性評価認定委員会にて審議・決定する。

新規及び各種認定種別の申請時期は「申請案内書」に記載する。

（イ）特別申請

a. 事故・行政処分・認定辞退による認定取り消しの場合、欠格期間を満了とした事業者を対象とし、特別申請を受け付ける。

b. 特別申請は欠格期間が満了した翌月の申請とし新規申請とする。

c. 評価・認定は原則年 4 回開催する貸切バス事業者安全性評価委員会にて審議・決定する。

（ウ）申請料

申請料は、評価認定委員会事務局が審査等業務に必要な経費を賄うために徴収し、申請料は、「申請案内書」に記載する。

③ 申請条件

- (ア) 事業許可取得後 3 年以上経過していること。
- (イ) 安全性に対する取組状況における法令遵守事項に関する違反がないこと。
- (ウ) 過去 2 年間に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第 2 条第 3 号に規定する事故（以下「死傷事故」という。）が発生していないこと。
- (エ) 過去 1 年間に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第 2 条第 4 号に規定する事故（以下「10 人以上の負傷者を生じた事故」という。）で負傷の程度が著しい場合（注 1）が発生していないこと。
- (オ) 過去 1 年間に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第 2 条第 1 号に規定する事故（以下「転覆等の事故」という。）又は悪質な法令違反による運行等（以下「悪質違反による運行等」注 2 という。）が発生していないこと。
- (カ) 過去 1 年間に、1 営業所 1 回当たり 50 日車を超える行政処分（平成 28 年 11 月 30 日以前に行われた道路運送法第 94 条第 4 項に規定に基づく検査（以下「監査」という。）の結果による場合は、1 営業所 1 回当たり 30 日車以上の行政処分）を受けていないこと。
- (キ) 過去に認定取り消しを受けた際の欠格期間に該当していないこと。

注 1 10 人以上の負傷者を生じた事故で「負傷の程度が著しい場合」に該当するもの
1 日で治療を完了するものは除き、2 日以上通院する場合

注 2 「悪質違反による運行等」に該当するもの

飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、居眠り、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物の乱用、救護義務違反、等

※ 申請条件（ア）～（キ）は全て貸切バス事業に係るものを対象とする。

④ 評価方法

書類審査及び訪問審査

(ア) 書類審査

協会は、自己評価シート等、提出された書類の審査を行い、記載内容に疑義があるかどうか確認する。

(イ) 訪問審査

協会は、評価基準に基づき訪問審査を行う。自己評価シート等提出書類に疑義がある場合、その内容についても確認を行う。

(ウ) 委託

協会は、書類審査、訪問審査、等を円滑に運営するため、協会が適当と認める者に委託することができる。

⑤ 評価項目

(ア) 安全性に対する取組状況

当該評価項目では、法令で定められたレベルの「法令遵守事項」、法令遵守事項よりも高いレベルの「上位事項」の2つの事項で安全性に対する取組状況を評価する。

(イ) 事故及び行政処分の状況（事業規模は考慮しない）

a. 事故の状況の評価

過去2年間に有責の第一当事者となる「死傷事故」が発生しておらず、かつ、過去1年間に有責の第一当事者となる「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合、「転覆等の事故」又は「悪質違反による運行等」が発生していないこと。

b. 行政処分の状況の評価

国土交通省から提供された過去3年間における行政処分の累積違反点数で評価する。

(ウ) 運輸安全マネジメント取組状況（事業規模を考慮する）

「安全マネジメントの実施に当たっての手引」（国土交通省）に基づき、事業規模毎に作成した評価基準により、PDCAと情報公開のそれぞれの取組状況について評価する。

(エ) 各評価項目の評価点数は別表1のとおりとする。

⑥ 認定種別

認定種別は一ツ星・二ツ星・三ツ星の3種類とする。

[初回申請の場合]

60点以上で一ツ星の認定となる（★）。

初回申請の場合、認定種別は全て一ツ星となる。初回から二ツ星・三ツ星の取得はできない。

[更新申請の場合（現在一ツ星を取得している場合）]

80点以上で二ツ星の認定となる（★★）。三ツ星の取得はできない。

60点以上79点以下の場合は一ツ星の継続となる（★）。

[更新申請の場合（現在二ツ星を取得している場合）]

80点以上で三ツ星の認定となる（★★★）。

60点以上79点以下の場合は一ツ星の認定となる（★）。

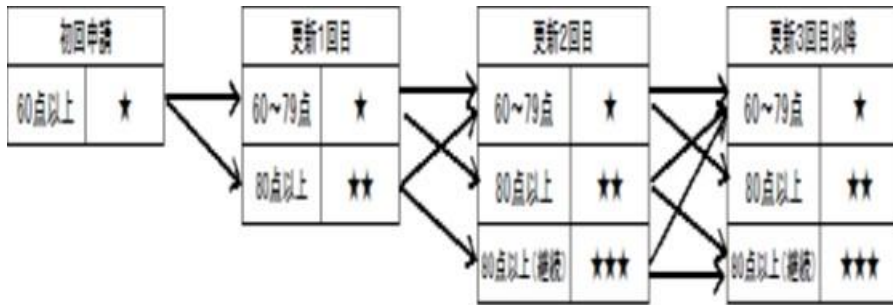
二ツ星の認定が継続されることはない。

[更新申請の場合（現在三ツ星を取得している場合）]

80点以上で三ツ星の継続となる（★★★）。

60点以上79点以下の場合は一ツ星の認定となる（★）

(参考)



注：認定の取り消しを受けた事業者、又は更新を受けなかった事業者が再度申請する場合は、初回申請として扱う。

⑦ 認定基準

(ア) 100点満点中60点以上で認定する。

(イ) 各大項目には基準点が設定されており、一つでも基準点を下回る項目がある場合は、合計得点が60点以上でも不合格とする。

大項目	法令遵守事項 (20点)		上位事項 (80点)	
	配点	基準点	配点	基準点
I. 安全生に対する取組状況	20点	20点	40点	10点
II. 事故及び行政処分の状況	/		20点 (事故 10点 行政処分 10点)	事故のみ 10点
III. 運輸安全管理取組状況			20点	10点

注 基準点とは、各評価項目において最低限必要となる点数である。

注 行政処分の点数は、配点-累積点数(配点を超える場合には0点)であるため、基準点は設定しない。

(3) 有効期間

① 新規及び更新に係る認定について、認定後2年間とするが、9月に認定を受けた場合、翌々年の10月末まで有効とする。12月に認定を受けた場合、翌々年の1月末まで有効とする。

ただし、三ツ星取得後、1回目の更新の際に90点以上の得点の事業者は4年間とする。

② 特別申請に係る認定について、9月及び12月に認定した場合、翌々年の12月末まで有効とし、次回は通常の更新申請となる。また、3月及び6月に認定した場合、翌年の12月末まで有効とし次回は通常の更新申請となる。

(4) 認定の取消基準（事業規模は考慮しない）

以下のいずれかに該当する場合、認定を取り消す。

なお、認定取消の処分については、事前に当該事業者に対して弁明の機会を与える。

() 内は、2. (2)③申請条件の(キ)の欠格期間とする。

(ア) 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合。(認定取消日から3年間)

(イ) 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「死者を生じた事故」が発生した場合。(事故の発生日から2年間)

(ウ) 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷者を生じた事故」が発生した場合。(事故の発生日から1年間)

(エ) 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合。(事故の発生日から1年間)

(オ) 有効期間内に、有責・他責を問わず、「死傷事故」又は「転覆等の事故」が発生したり、30日車以上の行政処分を受けたにもかかわらず、30日以内に日本バス協会に報告しなかった場合。(事故の発生日又は行政処分の発令日から2年間)

(カ) 有効期間内に、1営業所1回当たり50日車を超える行政処分(平成28年11月30日以前に行われた監査の結果による場合は、1営業所1回当たり30日車以上の行政処分)を受けた場合。

(キ) 有効期間内に、事業者の責めに帰する「転覆等の事故」又は「悪質違反による運行等」が発生した場合。(事故の発生日から1年間)

(ク) 有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申出があった場合。

※1.申請受付日から認定までの間に、上記の認定の取消条件(ア)～(ク)に該当する事象が発生した場合も、失格として審査を中止する。

※2.複数の認定の取消条件に該当する場合、欠格期間は最も期間の長いものを適用する。

※3.認定の取消条件(ア)～(ク)は、全て貸切バス事業に係るものを対象とする。

(5) 再評価

① 認定の有効期間内において、二ツ星、三ツ星認定事業者に限り「認定の取消条件」の(ウ)に該当する「重傷者を生じた事故」について、「重傷者を生じた事故が5人未満」の場合及び(エ)に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合で、「11日以上医師の治療を要する傷害を受けた者が10人以上いる場合」以外は、事業者の申請に基づいて、当該事業者に対して再評価の手続きに入る。ただし、(オ)(カ)(キ)に該当する場合は除く。

② 再評価は事故発生日から30日以内の申請とする。

③ 次の方法により再評価を行った上、委員会の決定により認定種別の降格及び取消を行

う。

(再評価の方法)

(ア) 訪問審査を再度実施し、安全性に対する取組み状況の確認を行う。

(イ) 再評価減点として5点減点し、「事故の実績(配点10点)」を0点として得点を計算し直す。よって、現取得点数から15点減点する。

(ウ) 再評価が80点以上の場合には二ツ星とし、60点から79点までは一ツ星とする。

(エ) 再評価が60点未満の場合には、認定を取消す。

(オ) 再評価の対象事業者は少なくともワンランク降格する。

(カ) 再評価制度を活用できるのは、有効期間内に1回限りとする。

④ 再評価は原則年4回開催する貸切バス事業者安全性評価認定委員会で審議・決定する。

(6) 降格等

監査の結果、有効期間内に1営業所1回当たり30日車以上の違反行為が確認された場合(2.(4)カの場合を除く。)、認定種別の降格等を行う。

(ア) 新規申請及び一ツ星認定事業者は、次の書類審査で、「II. 事故や違反の状況違反(行政処分)の実績」は0点と評価する。

(イ) 二ツ星、三ツ星認定事業者は、ワンランク降格する。

(7) 認定後のフォローアップ

認定事業者に対しては、適宜、安全性の取組みについての安全情報を提供するとともに認定後の事業者に対し、申請に応じて安全性の取組み内容を指導し、さらなる安全性の向上を図る。

3. 規程の改正

本規程の改正は、貸切バス事業者安全性評価認定委員会の審議を経て、委員の3分の2以上の委員が出席し、その3分の2以上の議決をもって行う。

4. 委員会

貸切バス事業者安全性評価認定委員会は、別途、設置・運営規程に基づいて設置する。

附 則

1. 本規程は、平成27年9月16日に改正し、同日より施行する。
2. 本規程は、平成28年1月16日に改正し、4月1日から施行する。
3. 本規程は、平成29年1月19日に改正し、4月1日から施行する。